

## みやぎの里山林協働再生支援事業候補林募集要領

### (目的)

第1 この要領は、環境貢献や社会貢献を目的として森林整備を行おうとする法人、団体等（以下「企業等」という。）に対して、市町村、団体有林を含む森林所有者等（以下「所有者等」という。）から提供しようとする森林の申し出を受け、みやぎの里山林協働再生支援事業候補林（以下「候補林」という。）としての登録について必要な事項を定めるものとする。

なお、登録された情報は、希望する企業等に提供し、企業等の森林整備活動を促進することをもって里山林の有する公益的機能の増進を図るものとする。

### (登録の方法)

第2 候補林として登録を希望する所有者等は、様式第1号「みやぎの里山林協働再生支援事業候補林登録申込書」（以下「申込書」という。）により所轄の地方振興事務所又は同地域事務所を経由の上、自然保護課長に提出するものとする。

### (登録の条件)

第3 候補林に登録しようとする森林は、企業等の森林整備活動の場として貸与できる森林とし、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) いわゆる里山林と称される森林で、奥山林とは異にし、集落近くにあり地域住民の生活と密接に結びついて存在する森林であること。ただし、奥山林であっても林道等の路網が整備され、各種活動条件が良好な森林において希望する者についてはこれを拒まないものとする。

(2) 抵当権、地上権等が設定されることなく、使用制限が付されていない森林であること。

(3) 土地登記簿上の所有者と申込人は原則として同一人であること。ただし、相続等により権利が明らかな場合はこの限りでない。

(4) 各種法令等により、森林としての使用制限がない土地であること。

2 登録された情報は、当該事業目的に賛同する企業等に広く情報を提供することから、申込書の内容を開示することをあらかじめ承諾すること。

3 候補林の所有者等は、候補林として登録されることにより、企業等による整備が保証されるものでないことをあらかじめ承知すること。

### (登録の決定及び通知)

第4 自然保護課長（以下「課長」という。）は、申込書の内容を妥当と認めた場合には、様式第2号「みやぎの里山林協働再生支援事業候補林登録台帳」に登録するものとする。

2 前項の登録がなされた場合，課長は所有者等に登録された旨の通知をするものとする。

（登録の取り消し及び取下げ）

第5 登録された森林が，次の各号又は第3の条件に合致しなくなった場合には，登録を取り消すことができるものとする。

(1) 申込書の内容に虚偽又は著しく事実と異なる記載がある場合

(2) 災害等により，整備する森林にふさわしくなくなったと認められた場合

2 所有者等は，登録された森林の登録取下げを申し出る場合には，様式第3号「みやぎの里山林協働再生支援事業候補林登録取下げ申出書」を所轄の地方振興事務所又は同地域事務所を経由の上，課長に提出するものとする。

3 課長は，前項の申出があった場合には，登録を取り消すものとする。

4 前項の取り消しがなされた場合には，課長は所有者等にその旨通知するものとする。

（所有者等の個人情報）

第6 申込書等に記載された個人情報は，取扱いに充分配慮することとし，企業等に森林を紹介する目的以外には使用しないものとする。

2 情報を提供する場合には，別紙1「みやぎの里山林協働再生支援事業候補林」により公表することとし，所有者名は公表しないものとする。

（登録の期間）

第7 登録の期間は，登録した日の属する年度から起算して5年間とし，期間満了により登録を抹消する。

2 前項の期間が満了後に所有者等が更新を希望する場合には，様式第4号「みやぎの里山林協働再生支援事業候補林登録更新申込書」を提出するものとする。

3 更新の手続きについては，第2を準用する。

4 所有者等と企業等の協定が締結された場合であって協定締結期間が登録期間を上回るときには，登録期間が協定締結期間の満了日まで延長されたものとみなす。

附 則

この要領は，平成20年10月1日から施行する。